# 第5回 福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成27年3月25日(水)
	午後2時15分~
	市民交流プラザふくちやま3-2、3会議室(3階)
出席委員名簿(職業)	委員長 高橋 行雄(弁護士、現福知山市入札監視委員長)
	委員 岸 道雄(立命館大学政策科学部教授)
	委員 関根 英爾 (ジャーナリスト (元京都新聞論説委員))
	まっしま かくゃ 委 員 松島 格也(京都大学大学院工学研究科准教授)
議事概要	1 開会
	2 あいさつ(髙橋委員長)
	3 議事
	(1) ダンピング対策の検討について
	(2) 最低制限価格の設定対象の拡大について
	(3) 随意契約適用の限定化・類型化について
	(4) 地域性の見直しについて
	◇ 各委員から出された意見等を踏まえ、継続して検証・
	審議することとした。
委員からの意見・質問	意見・質問等回答等
とそれに対する回答	別紙のとおり 別紙のとおり

意見 · 質問等

#### 回答等

## ダンピング対策の検討について

# 最低制限価格の設定対象の拡大について

◇今までの施工体制の点検や工事成績から ダンピングに起因する大きな問題は見 受けられないと評価がされているが、ダ ンピングに起因する小さな問題はある のか。あれば具体的に教えていただきた い。

大きな問題は見受けられないと表記しておりますのは、我々の調査のできる範囲で調査した中でありまして、国等が担い手3法等でダンピング対策をしなさいと言っている事を考えますと潜在的にあるものに対して予防という事もありますので、問題があると確認できませんが、我々のわからない部分の話でこういった書き方をさせていただきました。

- ◇表現としては適正ではない。確認できないのならば確認していないとか、ダンピングは行政側として確認できない、存在していないという受け止め方だというふうに思われるので、それにふさわしい表現に変えたほうが良い。
- ◇市の考え方として、「ダンピング受注による工事の質の低下、下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底等を無くし、良好な労働環境等が確保できるよう強化します」と書いてある。検証では、工事成績からダンピングに起因する大きな問題は見受けられないという事で、落札率と評定点に相関は無いという事である。問題が無ければなぜ現状のままではだめなのかと思うが、市の取組みとしては、国の法律ができたからこれに従って新たに評価しますという論議の流れになっている。そうすると市の見解では、工事の質の低下は無いという事であるが、内訳書の提出、そして社会保険等

内訳書の提出ですが、これについては工事 費を積算するという事は一種の技術の一つ です。どこかの下請企業を使って工事する なら、いくらでできるという事で労働者の 賃金もそうであるが下から積み上げて、これ だけのお金がいるという事をしっかりと経営 算できる業者になって欲しい、技術と経営 に優れた、そして地域に貢献できる業者を 育てていくという市の観点から内訳書の提 出を義務付ければ全ての工事費等に反と考 えています。施工体制の把握ですが、例え ばペーパーカンパニーなどが入った場合に 一括下請けをして、下請業者を泣かせると は労働者の社会保険等の未加入が確認できるので良いと思うが、「下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底等を無くし良好な労働環境等が確保できるように強化します」という事に対して、内訳書の提出を全件求める事や施工体制を把握する事によってこれらが確保できる事になるのか。労働者にしわ寄せが行かないという事は、お金の流れ、賃金まで追わないと本当は分らない訳であり、こういう事について国に従って強化または現状維持する事によって市の考え方に書かれている事が担保できるような形での改善になるのか。

◇最低制限価格の設定対象の拡大についてとなっているが、拡大ではなく問題は無いという事で現状維持となっている。ダンピング対策の検討の方は問題無いが強化しますとなっている。市民のみなさんには、一見すると片方は現状維持でもう片方は強化という事で一貫性に疑問を持たれる事があるかも知れない。したがって、丁寧な説明をすると良いと考える。

いう事もありますので、下請業者が存在する全ての施工体制の点検をして、施工体制 台帳の提出を義務付け、確認して良好な施 工体制を築いていただくように指導すれば 労働環境が強化できるものと考えていま す。

まさしく疑問はあるだろうと思います。も ともとダンピングとは何なのかという定義 が非常に難しいです。安値受注といえばそ うなのですが、ダンピングという事によっ て生じる問題は何かというと非常に多いで す。それは元請の会社の中での問題、下請 けの会社での問題、それが品質の問題や賃 金の問題と非常に多岐にわたる問題を含め ています。見受けられないというのは、下 請けの賃金を解明しようと思うと行政では 非常に難しく、労働基準局が立入権を持つ て入って労働時間とそこに払われた賃金を 全てチェックしないと、それが最低賃金を 下回っているのかわかりません。ダンピン グという現象を全部証明しようとすると非 常に難しく、発注側の行政での限界もあり ます。そのような中で我々としては、工事 を安くしても出来た品質に問題なければそ れは良いなど、極端に最低賃金を下回って いるかというような声が上がってこなけれ ば基本的には問題は無いという大枠のチェ ックしかできないという限界がある訳で す。そういう意味で非常に難しいです。そ れぞれの工事成績に対して落札率がどう か。落札率が一番低いものは、工事成績点 は高いが安く受注しています。ここにどん な現象があるのか確認できにくく限界があ るという事を御理解いただきたいと思いま す。そうした中で「見受けられない」とい

うような表現にしました。確認できないと いう事でも良いと思いますが、完全にダン ピングが無いと証明できる事が我々として は非常に難しく限界があるという事を御理 解いただきたいと思います。国の法律がで き、これをなぜ採用するのかという事です が、我々としてはダンピングなる素地はど こかであるかも知れない。いつか表に出て、 あるかも知れないので予防的にできるだけ それを排除しようという事が我々の立場に なりまして、法律は全国的な事例も入れた 中で、そういう素地があるので法律上充分 チェックしていくという言い方になってい ます。我々としては福知山市の中では見受 けられないけれど、ダンピングの素地とい うのは恐らくどこかにあり、その素地があ るのであれば表に出る前に国の法律に基づ いて我々もやれるべき事をやりましょうと いう事です。ただ、施工体制台帳が出せれ ば100%かというとそうでは無く、我々 は発注者としてできる範囲は、まずここま で踏み込みましょうというレベルなので、 完全にこれでOKという事はありませんが、 入札制度というものは、その時々の社会情 勢や企業の認識や倫理性の中で、これぐら いまではいきましょうと少しずつ段階を追 っていかなければいけませんので、施工体 制台帳の提出というのは、今までは元請け はしていましたが下請けまでは全部保険に 入っている等確認していませんでしたので ここまで広げました。これでやってみて問 題が出れば次のステップという事で非常に 論理的でないという事もあるかもしれませ んが、相対的な中で今できる事をやって行 こうという事で御理解いただければと思い ます。

◇ダンピング対策についても、最低制限価 格についても検証はしたが今のところ 大きな問題は見受けられず現状維持で やると、ただ法律が改正された事を受け て改正を行って予防的に防ぎますとい う事は行政であれば当然と思うので、こ のまま公表するとダンピング対策につ いてはこれをやり、最低制限価格につい ては何もやらないと受けとられかねな いので表現を変えたほうが良いと思う。 最低制限価格は現状維持で、国・府に追 従という事であるが、基本的に問題が無 いので現状維持だという論理はすごく 通りやすいが、あまり周辺の市町村と比 べて後ろ向きだと見られないような対 応というものが今一歩必要と思うので、 周辺市町村の状況について情報があれ ば教えていただきたい。

京都府下14市の状況ですが、まず工事に つきましては、全市最低制限価格を導入し ています。設定の対象につきましては、全 ての工事を対象にしている所から500万 円以上を対象にしている所まであります。 一番多いのは130万円以上という所が1 4市のうち約半数あります。算出方法につ いては、ほぼ我々と同じように中央公共工 事契約制度運用連絡協議会の低入札調査価 格制度の基準式を参考に最低制限価格を設 定しているところがほぼ全市となります。 改正の検討の有無については、今は予定無 しとなっていますが、最低制限価格は大体 2年おきに改定をされますので、拡大とな っているが現状維持となっており国・府に 追従しているのは拡大ではないといったご 意見もいただきましたが、改定の予想もさ れますので、それに追従していくというよ うな形が拡大という事で考えております。 測量・設計コンサルタント業務につきまし ては、調査時点では4市が採用しており、 丁度その時期に京都府が導入された関係も あり検討しているところが何市かあり、そ の内2市は4月1日からの設定を検討して いるようです。各市の設定対象金額につい ては、500万円から50万円までありま す。設定の算出方法ですが、中央公共工事 契約制度運用連絡協議会モデル式を準用と いう工事と同じにしているところから福知 山市のように独自の算出方法としている市 もありますし、独自にランダム係数をかけ ている方法の市もあります。導入に向けて 検討中の市や検討しない市もあります。

◇事前説明で同じ事を質問したが、これだけでは遅れているのではと言われる懸

念を持ったので、別途工事で最低制限価 格を設定していない250万円未満の ものについて本当に落札率が違ってい るのか確認をお願いした。そのデータを 確認する限りでは特に問題は無いと拝 見したので、そういう事を踏まえて現状 維持で良いという論理と思う。検証され た結果を主観的に頼らざるを得ないと ころもあるが、可能な限り何か客観デー タを示した上であまり問題は無いとい う事を示していただけるとより説得力 があると思う。

◇他市との比較で、建設工事では長岡京市 は500万円以上を対象にし、福知山市 は250万円以上としている。その他は 50万円や130万円という非常に低 い金額となっている。一方、測量・設計 コンサルタント業務になると福知山市 は500万円以上として長岡京市は5 0万円以上でまったく真逆の設定とな っており、その他の市は設定が無いよう な状態である。福知山市は他と比べて特 異な数字の設定にしている気がするが、 設定の数字の根拠は何か具体的にあっ たのか。

測量・設計コンサルタント業務の500万 円以上につきましては、指名選定委員会が あるのですが、そこで指名業者を選ぶ時の 基準が500万円以上でして、まずはそこ からという事で500万円から始めさせて いただいています。建設工事の250万円 というのはいろいろ論議があるところかと 思いますが、公共工事の入札及び契約の適 正化の促進に関する法律が改定された時に 発注見通しの公表を250万円以上にしな さいとなったあたりから当時では250万 円という数字をたくさん使っていまして、 電子入札も最初1000万円以上にしてい たのを250万円に、予定価格の事前公表 も250万円以上という事にしている状態 です。昨年から入札制度改革としていろい ろな事を順次していく中で、こういったも のも他の市や市の現状を見ながら、いずれ もう少し下げていかなければならないと感 じていますが、まずはここからという事で 提案をさせていただいております。

◇建設工事についても測量・設計コンサル↓低いものは良いかと言えば決して良いとは

タント業務についても現状維持とする という事であるが、他とみんな同じであ れば現状維持でもおかしく無いと思う が、特異な数字を設定して、それで現状 維持で良い、問題は無いという事で良い のか。他の市はなぜ130万円とか50 万円など非常に低い数字でやっている のか、また福知山市は測量・設計コンサ ルタント業務は500万円と非常に高 い数字で最低制限価格を上の方でしか 導入していないのはなぜか。事務上の問 題なのか、それともこの数字でも問題は 無いからこうだと言っているだけなの か、ダンピング防止の観点から言えば対 象は広がったほうが良い。それを設定す る事によるマイナスもあるがダンピン グの議論の中で言えば低いものは良い のかという議論が出てくると思うがそ の点はどうか。

思っておりません。他市の状況で130万円が多いという事に対しては、市町村で少額随意契約ができるのが建設工事ですと130万円よで最低制限価格を設定しているのかという問い合わせをしてみたりもするのですが、各市の状況や事情によって考えておられ、これでなければならないという事が無く、地方自治で許される範囲の中でしておりますが、その内もう少し下げていかなければならないと考えております。

最低制限価格を設定する設定しないという 事がありまして、設定するという事はこれ 以上下回った者については取らせませんと いう事です。一方で受注競争が激しくなっ てくるとそこが狙い目の最低で、取れるな らそこまで下げれば取れるという一つの目 安を示すという事になり最低制限価格を設 定するのも良し悪しです。ただこれまで最 低制限価格を設定してきておりますので、 これを無くすという訳にはいきませんの で、一つのダンピングを防止するという意 味でも設定する、現状から言えばそういう 事になります。このままで置くとしても、 250万円未満のところで極端な1円入札 みたいなものは無いですよというような検 証は必要でしょうし、測量・設計コンサル タント業務の500万円未満の発注の中で 極端な入札は無いだろうという検証はして いかなければならないと思います。そうし た中で絶対数値を下げるのかどうするのか は他の市町村などの動向を見ながら考えて いきたいと思いますので検証させていただ きたいと思います。

- ◇行政に一定の限界がある中で完全に掴めるかというと掴んでいるかどうかもわかりにくい部分も残るという事で将来のダンピングを予防するという意味では価格一本槍では無くして、やはり総合評価による競争入札を拡大するという事も予防する方法としては一定有効な働きをするのではないかと思うので将来の検討課題にしていただきたいと思う。
- ◇最低制限価格の設定対象の拡大については結局現状維持である。今回出た議論などをぜひ文章の中に取り入れて、問題点としてはあるので設定対象の拡大についても問題意識も出していただかないと今はうまく行っているので必要無いという事では議論した事にならないのでその点をお願いしたい。

#### 随意契約適用の限定化・類型化について

- ◆見直しの内容という事であるので、測量・設計コンサルタント業務、物品、役務の提供など今の金額で線を引く事を一切やめるという理解で良いか。つまり250万円以上や500万円以上を対象として公表するとなっているが平成27年度から公表するという事は、金額の基準を全て外すという事か。
- ◇現状から何が変わるのかという質問であ る。

いろいろダンピング対策をする方法がありますので、前回の総合評価の議論の時は価格の議論も含めて対象工事があまり無い、評価する項目があまり無い等ありましたので、それらも含め、ご意見のあった事も含めて引き続き考えていきたいと思います。

金額についてですが、物品と役務の提供の公表500万円以上というのは、指名選定委員会で業者選定する案件からまず初めていきたいと考えています。測量・設計コンサルタント業務につきましては250万円以上の入札結果を公表しているので250万円以上の随意契約分も公表するという事でまずはそこから始めたいという事で御理解をいただきたいと思います。

現状につきましては、250万円以上の案件でも測量・設計コンサルタント業務の随意契約については、契約の相手方や選定理由、結果を公表していなかったという事です。物品、役務の提供についても競争入札

をしているものについては公表しています が、随意契約については公表していなかっ たというところです。

◇金額に関しては変わらずに今まで公表していなかったものについて公表していくというように見直すと理解した。25 0万円以上の建設工事は既に公表しているので今回は見直しの対象から外したという理解で良いか。 そうです。

◇福知山市と他市を比べると、金額設定が 無い市がある。随意契約に関して全て公 表しても良いのではと思う。私が市民で あればそう思うのだが、なぜ金額の基準 を残すのか。 契約の本数など自治体によっておかれていている状況などを考え、まずはここからという事で実施していきたいと思っております。公表についての論議が出たのが平成18年頃で、それから随分経過しており福知山市はそのままの状態を維持し改正できていないという事で、今回できていないものをまず公表するようにしてから順次金額の基準を下げていくという事で考えています。

◇なぜ公表しないかという合理的な理由が そもそもあるのか。入札で選ばれたとな れば競争も働いたと一般に予測は働く が、随意契約とし、その中身は公表しな いとなると二重の意味でおかしいと一 般市民は思う。公表しないというのはな ぜかというところをわかるような議論 をしておかなければならないと考える がどうか。 おっしゃるとおりの事はありますので、市 民的に説明するには少し整理をさせていた だきたいと思います。随意契約も含めて全 て公表している市もあり、実務的な事もあ るかも知れませんが、基本的にはおっしゃ るように公表した方が良いのではとある程 度思いますので検討させていただきたいと 思います。

◇ほぼ同じ意見である。説明からすると2 50万円以上の測量・設計コンサルタン ト業務や500万円以上の物品、役務の 随意契約を非公表にしているから何か 問題が起こっており、だからここからやるというように聞こえるが、そのあたりの検証を実はあまりされていないと思う。原則随意契約については公表でそれをしないのであれば何らかの説明が必要なのではないかと感じた。

◇将来的にどうするのか、全面公表に向かってこうするという方向性ぐらいを示しておかないと入札制度改革になったとは思えないような中で、これは現状維持とか若干金額の面で枠を広げたという事では済ましてはいけないと感じる。

### 地域性の見直しについて

◇地域性を考慮するという事は、この委員 会の中でずっと議論してきた話で、一方 では競争性を働かせるためには地域限 定の枠組みを広げていく、若しくは無く していくという方向で考えるべきだと いう事と、その一方で万が一の災害対応 などを考えるとある程度地域ごとにい くつかの業者さんにいてもらわなけれ ばならないという事、それをどう落しど ころをつけるかという問題と思う。その 中でB等級対象工事については若干拡大 するという事でその方向は良いと思う が、直接この取組みを見ると地域性を考 慮するという事がまだあり、これをどう 解釈できるかという事が問題で、素直に 読むと中学校区若しくは小学校区にあ る業者だけが受注できるというように 読めるが、いろいろ話を聞いていると実 はそうでは無くてその周辺まで拡大す るなど、いろいろな運用をしている現実 があると聞いている。地域性を考慮する 指名競争入札に関しましては指名理由を公 表しており、指名選定委員会の中で説明を しているのも運用という事になるのです が、委員のおっしゃるように、そうである ところとそうで無いところのある場合の話 しで疑念を抱かれる事が無いように明文化 を可能な限りすべきではないかと思いま す。指名ですので恣意性が働かないような 取り決めのようなものが必要だと考えてお ります。一般競争入札になると地域性が福 知山市を全体とした地域要件に変わります が、発注標準の見直しの時に言いましたよ うに一般競争入札はだんだん広げる方向で 行きたいと考えており、激変緩和の措置と して今は土木一式2000万円以上、建築 一式2500万円以上としていますが一般 競争入札は増えてくるという事になりま す。地域性は生活圏の話や災害でいうと消 防など、いろいろなブロックの分け方があ ると思いますが、今は小学校区、中学校区、 全体を考えると全市域というような事で

というのは、実はそこに限定するという 意味では無いと思うが、それが伝わりに くい。例えばほんの数百メートルしか離 れていないがそこから向こうの工事は 受注できないのかという話しが出てく るので、そうではないという事をやって いると規定ではなく運用でされるのか、 若しくは可能な限り書ける範囲で書く。 運用でやるという事は良い面もありまい から見えにくいという事もあり悪い 面もあると思うので、どう書くか難しい ところはあるが、今運用でより地域のた めになるようなやり方をやっていると いうものを可能な限り書いていただく 方向で検討いただきたい。

◇方向性として何の異議も異存も無いが、 今回の線を引くような話の場合、今後公 表するにあたっては、具体的な数字等も 一緒に公表し、市民の方に今までとは違 ってどれだけ競争性が高まるかという 事を一緒にセットで出されたほうがよ り分りやすいと思う。

◇市の考え方のところで、緊急時の除雪などに的確に対応できる企業を育成していく必要がありますという、「育成する」という事が気になる。自治体が企業を育成するという事は税金を使って企業を育てるという事である。そうではなくもう少し違う文言で、「的確に対応できる企業の存在が前提になります」などとできないか。土木建設に関係の無い市民からすれば、我々の税金を使って建設企業を育てるのは市の責任の一つなのかという指摘もあるかと思う。この育成とい

序々全体に広げていくというような形で改 革をしていきたいと考えております。

建設工事の半分は民間工事になると思いますが、やはり行政が先頭に立って業者を育てていく事によって民間の工事にも寄与できるのではないかと思います。民間工事ですと安い方に頼んだり、自分の知っている業者と契約が成り立ったりが多々あると思いますが、市民の安心・安全を確保していくためには、まず公共工事から制度的にある程度縛りも掛けながら育てていく事によって全市民の方に広がると思います。一度に直るものでは無いと思いますので序々に改革しながら育成していくという事は、め

う言葉には違和感がある。あとは市の判 断と思うが。 ざすべき姿として技術と経営に優れて誠実 で地域に貢献できる優良な地元企業を育て るという事は当委員会の目的でもあります ので、まず先頭に立って公共工事からと考 えております。

◇改められる事によって業者の不満や不公 平感はどれだけ現実に解除されるのか。 中学校区に拡大しても現実には境界線 の所で工事が行われるケースは出てい る。ヒアリングでもある業者が言ってい たが目の前で工事が行われているのに 参加できないなどの話も現実にあった。 また行政側の説明でも運用で随分動か されている部分が多々あるという話も 聞いた。そうした場合、公平性、透明性、 競争性を確保する意味において今回改 められる事によってどれだけ具体的に 業者にとって不平や不満が除去される のか、そのあたりはどう考えているの か。

運用という事はあまり好ましくない言葉で あるという事から、改革の中で考えていか なければならないのですが、地域性につい て他市の状況を聞いていますと、合併した 町村単位の境で決めているのでいくら現場 に近くても参加できないとしているところ や、現場に近いところで業者数の足りると ころまで入れているところ、近ければ両方 のブロックから入れるといったところな ど、市によっていろいろな対応があります。 福知山市でも指名選定委員会の案件の中は 両方のブロックを入れていくという事が多 いのですが、そういった対応をしてきた事 で、今はそういった苦情は聞いていません。 ヒアリングの時はもう少し古い案件の話で して、ここ何年か苦情は聞いていない状態 です。この制度自体文章を読む限りでは問 題は解決しないような内容ですので、それ を運用で凌ぐのであれば、明文化しておか なければならないと考えております。

◇変えるのは良いが、根拠が薄弱になってきている。指摘があったから広げましょうという事では、かえって混乱とまではいかなくても同じ様な問題が生じるならば、業者はなぜかという考えや印象を持つのではと思う。とりわけ運用の幅が広がるという事はそれだけ不透明感が広がる事になるので余計不満も生じる可能性も無きにしも非ず。したがって小

基本的には地方自治体はそのとおりだと思っております。ブロック割の話に戻りますが、一つはこのブロック割の問題の視点に競争性の話が当然あります。受注機会という事もあります。競争性の話は小学校単位ですると発注する対象となる規模の業者数が10者にならず、2、3者しか無いところもあり、結局小学校単位では外に膨らませないと競争性が保てないという現状があ

学校区でいろいろと問題が指摘され、最近は問題が無いとなれば、別にあえて変える必要が無いのではという事にもなり兼ねない話である。

◇個人的な考え方であるが、入札制度も中 央主権の最たるものの1つであると思 う。国土交通省が右向け右と言えば都道 府県から市町村までみんな右を向いて いる。そこに自治なり分権の考え方があ まり入らない、変えざるを得ないので変 えていくような感じがしない事も無い。 もちろん全国的にバラバラでは困るが、 ある程度市独自の個性があってもおか しくは無い。したがってどういう問題が あっても、どこかから指摘されても透明 性、競争性、公正性が担保されるのであ れば市独自でやられているのは構わな い。市民の税金でやっている訳なので行 政に還元され、また市民に還元されるの であればそれで結構であり、安ければ良 いという話では無くして別に高くても 構わない、自治の考え方に立てば、どん な問題があってもある程度業者も理解 し、市民も納得する制度は継続されれば 良いのではないか。とりわけ最近この問 題については何も無いという事であれ ば、はたして変える必要があるのかとい う考え方も出てくる。変えてはならない という意見では無いが、根拠が薄弱にな ってきている感じは否めない。

◇例えば中学校区にしても境目のところに 工事が出たとき反対側も入れ2つの中 学校区を1つの枠でくくっても良いの ではという考え方もあれば、隣の中学校

ります。これは解消していかないといけな いと思います。もう一つは、受注機会とな ると小学校単位に何者かあり、小学校単位 に均等に公共工事を起こしていかないと受 注のバランスが崩れます。当然公共事業費 も非常に厳しくなって発注本数も少なくな ってきた、ロットも大きなものから小さな ものまで揃わないとなるとある一定広い区 域での参加要件で競争してもらうという部 分も必要になってきます。そうした中で一 般競争入札の拡大を議論いただき広げまし た。ただ本数がたくさん出るかというとそ うでは無く、姿勢としては少しずつ市域全 体でやるという事になりましたので、後は 小学校区と中学校区も最後は基本的には一 般競争入札をすれば良いと思いますが、そ こまでに至る経過の中で発注の状況や競争 性の事を睨みながら少しずつ拡大していこ うという途中経過の中でこういう形で広げ させていただきたいという思いです。中学 校区にしても横の中学校区があればそこは 距離が近いのにという話がありますが、従 来からの小学校区と同じように、周辺もシ ェアには入れ、中学校区は原則にするけれ ど、当然そこの工事の場所や周辺にある企 業の配置状況から見て少し周辺部について も考えていく事もあると思います。そこは 何か内規でも良いので考え方を整理しまし て今回の結果を受けて平成27年度はやっ ていかなければと思います。

区は工事現場に隣接する小学校区をいくつかくっつけて、その範囲内でやらせる事もあるなど、なんらかの基準を設けて、なるほどと言われるようなものをやっていかないと、境目で工事が出たときに非常に難しい話になると思う。ただ運用で不透明性が出てはいけないので、どういう運用の基準で、またその合理性はどうなのかというところを設けた上で弾力的な運用をしていけば良いと思う。小学校区で切った場合には競争が制限的に働きすぎて業者数が極端に減っている現状があるので地域性の見直しについては取り入れていただきたいと思う。

- ◇実際変える事によって件数はどういう変化が出てくるのか、金額的に見て過去に遡って出てくるのか、数値的な影響をどの程度予測されているのか、数値はきちんと出しておいた方が良いと思う。
- ◆すぐにという訳ではないが、今の議論の中で地域性とは本来何なのかという話をどこかで突き詰めていかないと、全体の方向性としては競争性を働かせていくべきだという事については異論無いが、その一方で感覚として地域ごとい事はたるという事は大事だという事はたり事はたときに本当になくなってしまうのか、それを担になくなってしまうのか、それを担保する制度にすべきか少しずつでも考えていっていただけると福知山市としてのスタンスを主張する上でも重要と思

手段と目的の話がありまして、制度は一定 手段の話で最終的にどういう目的でやって いくかはっきりしておかないといけないと 思っています。「育成」という言葉がありま すが、例えば国の担い手3法ですが、これ も建設業で新しい担い手を育成していこう という事で建設業でない視点から見ていた だきますと奇異な感じになるという事はわ からない事もないです。ただ、市場原理の 中だけでは生きて残っていけない業種だと 思いますので、ある一定公共事業費を足し ながら、いざという災害の時に助けてもら おうという意味では競争原理や市場原理の 中だけでは配置が難しい分もありますの うので、試行錯誤しながらやっていかざるを得ないところはあるが検討いただけたらと考える。

で、「育成」という言葉で何か地域にはそこに基幹となってもらうような人が生き残ってもらうというような事もあるという気がしています。あまり言うと行政が全てやれば良いという話になりますので、ただそういうニュアンスがあり育成というところが残っているという感じがします。

- ◆企業を育成していく必要、つまり何か災害があったときの事も充分理解できる。一方で競争性という事があり、2つ相反する事を両方追求している。それなら企業の育成強化指定をした方が良いのではないかという話で、そういった事で多くの市民の理解を本当に得られるのかという事が一方である。競争をしていると当然競争に負けて倒産するところもある。一方で摘みつつ、一方で育成する、相反する事を同時に追及するという事を説明しなければならないという難しさはわかっているが、「育成」という言葉に違和感を覚えた。
- ◇育成と書かれると公共事業を適切に供給 していく事によって変わって行くとい うニュアンスで伝わるが、極端に言えば 必ずしも建設業だけで生き延びていっ ていただかなくても良い。例えば半分は 農業をやったり観光をやったり、そうで あってもそこにあれば良いという事で あれば良いと思う。そういった意味でど ういった形でどんな企業がどれぐらい 残っているのが良いのか。それを支える 手段としては、必ずしも公共事業を発注 するだけではないという観点から検討 いただけると良いと思う。

- ◇地域の建設業者がどこまで生き延びられるのかというと非常に厳しい状況にある。災害が起きた場合に一体誰が対応するのか、本当に業者をバックアップして何とか対応していただかないと、業者が本当に生きていけるのかどうかという岐路に立っている。したがって将来的には行政のあり方として、消防庁や広域消防組合ではないが、別の災害救助システムを本当に真剣に考えなければいけない時期が来るかも知れないと思うので、そういう視点からも業者のあり方を検討する必要があると思う。
- ◇育成の問題についてはこれまで行政に携 わってこられた方々の地域社会に対す る自負の思いがかなり入った言葉だと 思うし、逆に一般の関係の無い市民から 見ると市役所はなぜ土木建設業者を助 けて援助しているのかというふうに思 うかも知れないし非常に難しいところ だと思う。企業が世の中に必要である、 地域社会に必要であるという事は紛れ も無い事実なので、そういう事で留めて おくのも一つと思う。業者の中にも大き な企業は育成されているが我々は育成 されていない業者だと思うかも知れな い。必ずしも業者にも一枚岩ではなく大 小あるいは優劣でいろいろな思いを抱 く業者もいると思うのでこういう言葉 には注意が必要だと思う。